

パブリック・コメント手続の概要

ーパブリック・コメントとはー

県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続

1 趣旨

県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、県民の多様な意見を県政に反映させる機会を確保し、県民参加型の行政の推進に資する

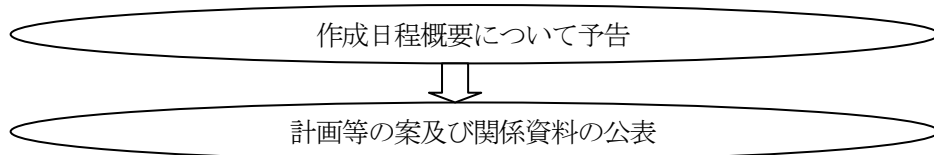
2 実施機関

知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、企業管理者、病院事業管理者

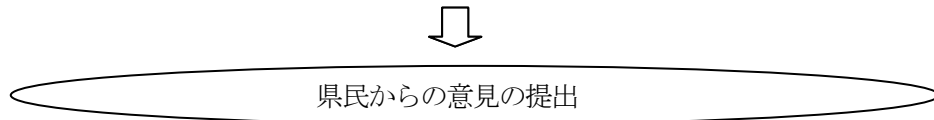
3 対象

- (1) 県の施策に関する基本的な計画の策定及び改定
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 規制の内容を定める規則等（規程及び告示を含む。）の制定又は改廃
- (4) 審査基準、処分基準又は行政指導指針（実施機関名で定めるものをいう。）の制定又は改廃

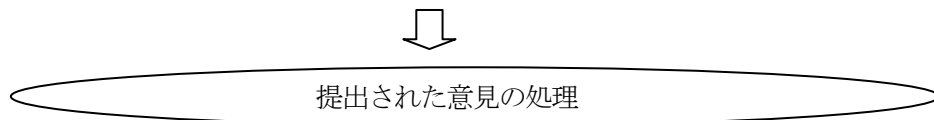
【手続の流れ】



○公表時期	計画等についての最終的な意思決定を行う前
○公表するもの	計画等の案、関係資料（計画等を作成した趣旨、目的、背景等）
○公表方法	県のホームページへの掲載、行政情報センター等での閲覧、報道発表 など



○意見の提出期間	原則として30日以上を確保する。
○意見の提出方法	郵便、ファクシミリ、電子メール等



○提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。	
○公表する内容	・提出された意見の概要（類似意見を集約） ・意見に対する県の考え方 ・計画等の案を修正したときは、修正した内容及び理由
○公表方法	県のホームページへの掲載、行政情報センター等での閲覧、報道発表 など